

文化審議会著作権分科会  
基本問題小委員会

2010.4.9

# グーグルが提起した 著作権問題（概要）

国際大学GLOCOM 客員教授・米国弁護士  
城所岩生

# ユーチューブとデジタル・ミレニアム著作権法

- テレビ60年のコンテンツを6ヶ月で超えたユーチューブ (Michael Wesch)
- ユーチューブの登場でTolerated Use という新しい著作物使用形態が普及しつつある。フェアユースにも該当しない違法使用だが、ビジネス上の判断から、侵害使用を黙認する対応
- デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) 第512条の効用
  - ユーチューブは要請を受けて違法コンテンツを除去していれば免責される。
  - 著作権者も削除を要請するか、黙認してパブリシティ効果を狙うか選択できる (Tim Wu)。
- プロバイダー責任制限法第3条2項
  - 削除するには権利侵害があると信じるに足る相当の理由が必要
  - 侵害状態が7日間放置される。

## ユーチューブとデジタル・ミレニアム著作権法(2)

- Viacomがユーチューブとグーグルに対し、07年に提起した10億ドルの損害賠償訴訟は係争中だが、動画共有サイトVeohに対する2件の訴訟ではDMCAのセーフハーバー要件を満たした被告が勝訴
- JASRAC v. TVブレイクでは被告が敗訴
- iPod, ユーチューブの成功は技術イノベーションによるものではなくビジネスモデルとDMCAの制度イノベーションがもたらした。新しい時代の著作権制度は、産業著作権と「国益」の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われている。  
(角川暦彦)。

# グーグル・ブックス和解

- 修正和解案が承認された場合→グーグルは判決では得られないメリットを獲得(孤児著作物の使用)
- 却下された場合→原告が訴訟を取り下げる可能性あり。訴訟継続の場合、グーグルが敗訴しても損害賠償止まりで差止めはなし?。
- いずれのシナリオでもグーグルはデジタル化推進→ユーチューブ現象の再現?
- これ(和解)は決して怒れる出版業界をなだめるための餌ではない。グーグルは一瞬にして、本のライフサイクルと経済構造を変え、潜在的にあったデジタル化への要望に応えた。もはや本は、樹木を犠牲にしなくていい。オンラインでも検索できる。時間も距離も超えて、新しい読者を獲得できる。そして、より多くのお金をもたらす。グーグルは本の敵ではない。未来へ向けての、プラットフォームなのだ(Jeff Jarvis)。
- 勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ(Samuel Palmisano)。

# 政府、議会の対応

- 修正和解案の最大の問題は反トラスト法問題だが、今年的一般教書で5年間で輸出倍増計画を掲げたオバマ政権にとって、グーグルは計画実現のための機関車
- 孤児著作物法案は前議会まで3期連続で提案されたが、陽の目を見ず→その間隙をグーグルに突かれた形だが、今議会では未だに法案は未提出

# オプトイン v. オプトアウト

- ウェブ検索サービスのオプトアウト→手法確立。オプトアウトしないで提訴した原告に不利な判決も
- クラスアクションのオプトアウト→法定
- 和解案による孤児著作物のオプトアウト
- 和解では著者にオプトアウトの権限を与え、著作権をコントロールする権利を守った。確かに、これは従来のオプトインからの変更です。しかし、インターネット時代に合わせた対応(の変化)は著作者にも出版社にも求められている(Jan Constantine)。
- グーグルが作る「著作権2.0」の衝撃  
著作権1.0の骨格は19世紀末の知的環境を反映。その後の環境変化によってボロボロに。グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権2.0の提案。米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張することによって著作権2.0が実現できる(名和小太郎)。

# オプトイン v. オプトアウト(2)

- アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという「フェア・ユース」の社会である。これに対し日本の「オプト・イン方式」は、生活習慣が縛りをつけるビジネス・スキームであり、米国流との「差」は大きい。このハンデキャップのため、日本の事業者はアメリカ勢に度巻されてしまうのだ。
- コンテンツ産業を活性化するためには創造・保護・活用の「知の循環」が円滑にまわることが大切だ。日本のコンテンツ産業をもっと盛んにして日本の社会に活力を与えたい。そのためには社会を「オプト・イン」から解放することが必要である（角川暦彦）。

# データベース米国依存のリスク

- 「読み・書き・検索の時代」に検索サービスを米企業に頼ることのリスク
- 05年 司法省検索ログ提出要請事件
- 米国愛国者法
- 今回の著作権法改正でもウェブ・アーカイビングは米国頼み
- 最先端を行くグーグルの機械翻訳 (NY Times)

# クラウド時代の情報安全保障

- 95年 EUデータ保護指令: 移転先の国で十分な保護が保証されないかぎり域外へのデータ移転禁止
- 個人情報保護法の共同利用: グーグルジャパンが入手した個人情報を米本社に引き渡すのも本人の同意なしに可能。プライバシー・ポリシーにも明記
- 米国でもクラウド上の個人情報とはPC内の個人情報ほど保護されてこなかった(Ari Schwartz)。
- 日米で対照的な判例

# 私見

- 日本版フェアユースの制度設計にあたっては、書籍デジタル化への対応、情報の安全保障、グーグルやアマゾンのように誕生後10年強で国の経済を牽引するまでに成長するベンチャー企業の育成など、国家戦略の視点に立った議論をすべきである。
- 誰もがコンテンツを作成、発信できるCGMの時代にはDMCAや韓国著作権法にならって、著作権侵害については、法定手続きさえ踏めば、プロバイダーが容易に対応でき、かつ免責されるような著作権法改正のメリットは、今後、ますます高まるものと思われる。
- 知的財産推進計画2010に掲げる「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する」にも沿うものである。